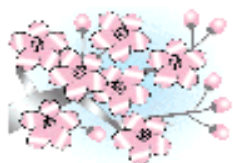


新潟県に避難して来られた皆さまへ 〈お知らせ〉



○今日から4月がスタートです。今朝の新潟はすっきり晴れて、春らしい陽気を感じられたのではないのでしょうか。
寒暖の差が大きく、風邪を引きやすいこの時期は、手洗い・うがいをこまめに行って風邪を予防しましょう。

ご案内

☆医療機関を受診するに当たって、保険証を被災により紛失または家庭に残したまま避難している場合、保険証が提示できなくても医療機関を受診することができます。また、下記の場合は、一部負担金を支払わずに医療機関を受診することができます。

どちらの場合も、住所地の要件がありますので（※）、受診する医療機関に申し出てご確認ください。 ※福島県、宮城県は全域が対象

〈一部負担金が免除される場合〉

- ・住宅が全半壊した方
- ・主たる生計維持者が死亡、行方不明もしくは重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・福島第1・第2原発の事故に伴い、政府の立退き指示・屋内待避指示の対象となっている方

☆新潟労働局では、「特別労働相談窓口」を設置して、震災に関する労働・雇用面の各種相談を受け付けています。

次のような特例措置についても相談ができます。

- ・被災に伴い、雇用保険失業給付を受給している方がハローワークへ来所できない場合の失業認定日の変更
- ・被災により事業所が休業し、一時的に休業を余儀なくされた方への雇用保険失業給付の基本手当支給

新潟労働局 特別労働相談窓口 025-234-5353

なお、「特別相談窓口」は新潟労働局のほか、新潟県内すべての労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）にも設置されています。

問い合わせ先：新潟県災害対策本部避難者支援局
電話番号 025-282-1732（直通）